

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 潮崎 憲司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第49号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか議案1件、継続審査に付されておりました請願1件であります。

当委員会は、9月19日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決、請願1件については、継続審査とすべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第49号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、マイナンバーカードに記録されている電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能となったことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、マイナンバーカードを使った証明書等の交付にあたり、これまでに誤交付等の問題は発生していないのか、との質疑があり、理事者からは、現在のところ、本市において誤交付等は発生していない、との説明がありました。

次に、委員からは、条例の施行期日が規則に委任されているが、いつから運用が開始される予定なのか、との質疑があり、理事者からは、国から年内に運用を開始すると聞いている、との説明がありました。

次に、委員からは、どれくらいの方がスマートフォンを使った証明書等の交付を受けられると想定しているのか、との質疑があり、理事者からは、現時点では、Android 9.0以降の端末のみが対応していることから、利用者数は限定的になると考えている、との説明がありました。

委員からは、マイナンバーカードの有無によって手数料に差を設けることは公平性に欠けるため、公平性が担保できる取り組みを国や県に要望するべきである、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第50号 鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであ

りました。

委員からは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にはどういったものが該当するのか、との質疑があり、理事者からは、特定教育・保育施設については、認定こども園や幼稚園、認可保育所が該当し、特定地域型保育事業については、家庭的保育事業をはじめとした認可外保育事業等が該当する、との説明がありました。

次に、委員からは、条文中の「厚生労働大臣」が改正案では「内閣総理大臣」になっているが、制度の内容に変更はないのか、との質疑があり、理事者からは、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことによる改正であり、制度の内容に変更はない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。